

報告第十八号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成三十年九月二十日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立葛西小学校・葛西中学校改築工事	フジタ・トヨタ・葛西建設共同企業体 代表者 株式会社フジタ東京支店 常務執行役員支店長 喜田 克英	29.6.27 (652日間)	円 5,163,480,000	今回 30.4.20	円 5,236,498,800(73,018,800) (1.4%)	既存校舎以前の建物基礎及び松杭等の地中障害物の撤去処分を行ったことによる増
土 木 工 事	松本橋架替工事(その2)	大藤興業株式会社 代表取締役 大久保 健次	29.6.27 (250日間)	円 293,652,000	今回 30.6.29	円 264,622,680 (29,029,320) (9.9%)	既設護岸擁壁の撤去に時間を要したことにより、湯水期内に工事を完了させることができないことから、橋台築造工事を中止したこと等による減及び護岸の安全対策を講ずるため、補強工事を行ったこと等による増